○“ホロル”ロゴマーク使用取扱規程

平成27年４月30日

告示第58号

“ホロル”ロゴマーク使用取扱規程（平成24年城里町告示第18号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は，城里町（以下「町」という。）が定めた，“ホロル”ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第２条　ロゴマークを使用する者は，あらかじめ「“ホロル”ロゴマーク使用届出書」（様式第１号）（以下「使用届出書」という。）を，城里町長（以下「町長」という。）に届出なければならない。ただし，次の各号に該当するときは，この限りでない。

(1)　町が使用するとき。

(2)　報道機関及び出版社等が町に係る報道及び関連する取組に関するPR（無償）の目的で使用するとき。

(3)　その他町長が適当と認めたとき。

（使用の禁止）

第３条　町長は，ロゴマークを使用している者が，次に掲げる各号のいずれかに該当するときは，ロゴマークの使用を禁止することができる。

(1)　ロゴマーク及び関連する取組の品位を傷つけ，又は正しい理解の妨げになるとき。

(2)　ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3)　法令及び公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれのあるとき。

(4)　その他町長がロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

（使用上の遵守事項）

第４条　ロゴマークを使用する者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用届出書に記載された事業に使用すること。

(2)　別表のデザインに基づき，正しく使用すること。

(3)　イメージを損なう展開又は応用使用はできないこと。

(4)　使用にあたっては，町を明示すること。ただし，使用対象の美観，機能等を著しく損なう場合には，協議によりこれを省略することができる。

(5)　当該使用に係る使用対象の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし，完成見本の提出が困難なものについては，その写真の提出をもって代えることができる。

(6)　前各号は，第２条ただし書きに該当するときも同様とする。

２　ロゴマークを使用する権利は，第三者に譲渡してはならない。

３　いかなる事由によっても町に対して何らの損害賠償その他の請求及び権利の主張を行ってはならない。

（届出内容の変更）

第５条　ロゴマークの使用届出をした者が，届出内容を変更しようとするときは，あらかじめ「“ホロル”ロゴマーク使用変更届出書」（様式第２号）を町長に届出なければならない。

２　届出内容の変更については，第３条及び第４条の規定を準用する。

（届出の取消し）

第６条　町長は，ロゴマークの使用が，この告示又は届出内容に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは，当該届出を取り消すことができる。

２　町長は，使用届出を取り消すときは，使用届出者に対して，「“ホロル”ロゴマーク使用届出取消通知書」（様式第３号）により通知するものとする。

３　届出を取り消された者は，届出取消通知日以降，当該届出に係る一切の使用，配布，掲示，販売及び提供等をしてはならない。

４　届出の取り消しにより生じた損害は，当該届出を取り消された者の責任により処理しなければならない。

（使用期間）

第７条　ロゴマークの使用期間は，使用を届出した日から商標登録消滅の日まで，又は，届出者が利用しない届出を町が受理したときまでとする。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか，ロゴマークの使用の取扱いについて必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成27年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに，改正前の規程によりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第４条関係）







